

読み上げる

## 県内の悪臭に関する規制事務について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2016年3月31日更新

### 宮城県内の悪臭規制

県内の悪臭に関する規制事務は、悪臭防止法、県公害防止条例、県悪臭公害防止対策要綱により行っています。

宮城県内の悪臭規制

	悪臭防止法	県公害防止条例	県悪臭公害防止対策要綱																		
適用地域	仙台市等13市2町の規制地域	県内全域 (法規制地域を除く)	県内全域																		
規制対象の事業場	「規制地域内」の全事業所	(1)魚腸骨処理場 (2)有機質肥料製造施設	農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業																		
規制指導の主体	法規制地域を管轄する市町村	県保健所	法規制地域を管轄する市町村 県保健所																		
規制基準	<p style="text-align: center;">規制基準*</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>敷地境界線</th> <th>排出口</th> <th>排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数 15</td> <td>悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数</td> <td>臭気指数 31</td> </tr> </tbody> </table>		敷地境界線	排出口	排水	臭気指数 15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31	<p style="text-align: center;">臭気強度 1月8日</p> <p style="text-align: center;">敷地境界線上において</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>無臭</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>やっと感知できるにおい</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>何のにおいであるかがわかる弱いにおい</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>らくに感知できるにおい</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>強いにおい</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>強烈な臭い</td> </tr> </tbody> </table>	0	無臭	1	やっと感知できるにおい	2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい	3	らくに感知できるにおい	4	強いにおい	5	強烈な臭い
敷地境界線	排出口	排水																			
臭気指数 15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31																			
0	無臭																				
1	やっと感知できるにおい																				
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい																				
3	らくに感知できるにおい																				
4	強いにおい																				
5	強烈な臭い																				
測定方法	嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法, 三点比較式フラスコ法)	左に同じ	嗅覚測定法 (三点比較式臭気採点法)																		
届出制	なし	あり	なし																		
改善命令等	改善勧告, 改善命令	計画変更命令, 改善勧告, 改善命令	改善勧告																		

\*：仙台市では特定悪臭物質として法で定められた全22物質による規制指導

### 宮城県公害防止条例（悪臭）に関する届出

宮城県公害防止条例（悪臭）に基づく特定施設の設置届出、使用届出及び変更届出については、[公害防止条例届出](#)をご覧ください。

#### このページに関するお問い合わせ先

##### 環境対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

大気環境班

Tel：022-211-2665

Fax：022-211-2696

[メールでのお問い合わせはこちら](#)